

【日本金融商品仲介業協会ガイドライン（ ）への対応について】

2025年8月1日

株式会社フィナンシャルリンクサービス

弊社は一般社団法人 日本金融商品仲介業協会が策定した「日本金融商品仲介業協会ガイドライン（ ）」（以下「本ガイドライン」という）の趣旨に賛同し、弊社の実情に応じた社内規程を整備し、適切に運用しております。お客様本位の業務運営の徹底と適切なガバナンス態勢の整備に努めております。

** 「 . 乗合取引」 **

- お客様が複数の委託証券会社に口座を開設される場合、それぞれの証券会社で取扱商品が重複しないため、主として異なる商品ラインナップへのアクセスを目的としていることを会社として確認し、その記録を保存しております。この記録は、外務員担当者による確認記録または電磁的記録により保存されます。
- 自社を通じて行われる乗合取引については、不適切な回転売買の防止を含め、その妥当性チェックおよび承認プロセスを社内規程で定め、適切に運用しております。
- 顧客の不利益となる不適切な「乗換勧誘」や「回転売買」を防止するため、お客様に対し、金融商品の「乗換」（他の委託証券会社への資産移管や、既保有商品の解約・売却を伴う他の商品の購入等）を積極的に提案する行為は行わないことを原則としております。お客様ご自身の明確かつ強いご意向により乗換を希望される場合は、その目的と合理性を十分に確認した上で手続きをご案内し、その内容を書面または電磁的記録として保存しております。
- 乗合取引や乗換取引については、コンプライアンス部門によるモニタリングを実施し、疑義のある取引については事前承認を行うなど、厳格な内部管理体制を構築しております。

** 「 . 所属 IFA の自己取引」 **

社内規程に基づき、所属 IFA が当社の指定する証券会社以外で口座を開設しようとする際の申請や、インサイダー取引・不公正取引を防止するための銘柄・数量の事前申請・承認手続きを通じて、所属 IFA の取引を把握し、適否の判断を行っております。

** 「 . 所属 IFA の副業（兼業）」 **

社内規程に基づき、所属 IFA が副業（兼業）を行おうとする際の事前申請を義務付け、利益相反の有無、職業倫理、社会的許容範囲を考慮した上で許可を行う体制を整備しております。

弊社は、今後も本ガイドラインの趣旨に則り、内部管理体制の継続的な見直しと改善に努め、より質の高い金融商品仲介サービスを提供してまいります。

（ご参考）一般社団法人 日本金融商品仲介業協会ホームページ：[20241016_jifa_guideline.pdf](https://www.jifa.jp/20241016_jifa_guideline.pdf)